

調達要求番号：07-1-2143-0006-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00096
名 称	特定家庭用機器廃棄物 収集・運搬	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年5月30日
		改正年月日	—
		沖縄基地隊本部補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊において実施する特定家庭用機器廃棄物 収集・運搬について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（海幕経第183号。27. 3. 18）

b) 関連文書

法令等

特定家庭用機器再商品化法施行令（政令第378号。10. 11. 27）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の対象品目及び数量等

役務の対象品目及び数量等は、表1のとおり。

表1－役務の対象品目及び数量等

番号	品 名	数量	備 考
1	衣類乾燥機	4	日立×4
2	洗濯機	2	日立×2
3	液晶・プラズマテレビ (16V型以上)	7	シャープ×7
4	冷蔵庫 (171L以上)	3	シャープ×2, 三菱×1
5	冷蔵庫 (小) (170L以下)	3	パナソニック×1, 東芝×1、 サンヨー×1 (冷凍庫)
6	エアコン	1	ダイキン×1

2.2 役務の内容

対象品目の収集は、官側監督官及び契約の相手方立会いのもと引き渡し、運搬は契約の相手方車両にて沖縄基地隊補給科利材置場から特定引取場所までとする。

なお、家電リサイクル券の取得については、契約の相手方負担とする。

2.3 収集場所

沖縄基地隊補給科利材置場(付図1)

2.4 引渡時期

引渡時期について、契約の相手方は契約締結後、監督官等と調整する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官が契約の履行途中において、随時必要な事項に関し、立会い又は作業内容を示す書類により仕様書等の要求事項に合致しているかを確認する。

3.2 検査

検査官が提出書類の確認により行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	3	契約締結後速やかに	監督官	書式22 ^{a)}
2	産業廃棄物収集運搬許可証の写し	1	契約締結後速やかに	監督官	
3	家電リサイクル券(排出者控)	1	運搬終了後速やかに	検査官	
4	終了届	3	役務終了後速やかに	検査官	書式22 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部について(海幕経第183号。27.3.18)					

4.2 賠償責任

作業期間中は、安全について万全を期し、作業員又は第三者に危害を与えた場合の補償等については契約の相手方の責任により処理を行う。また、既設建物等に損害を与えた場合は、契約の相手方の責任により速やかに補修若しくは損害を賠償する。

4.3 留意事項

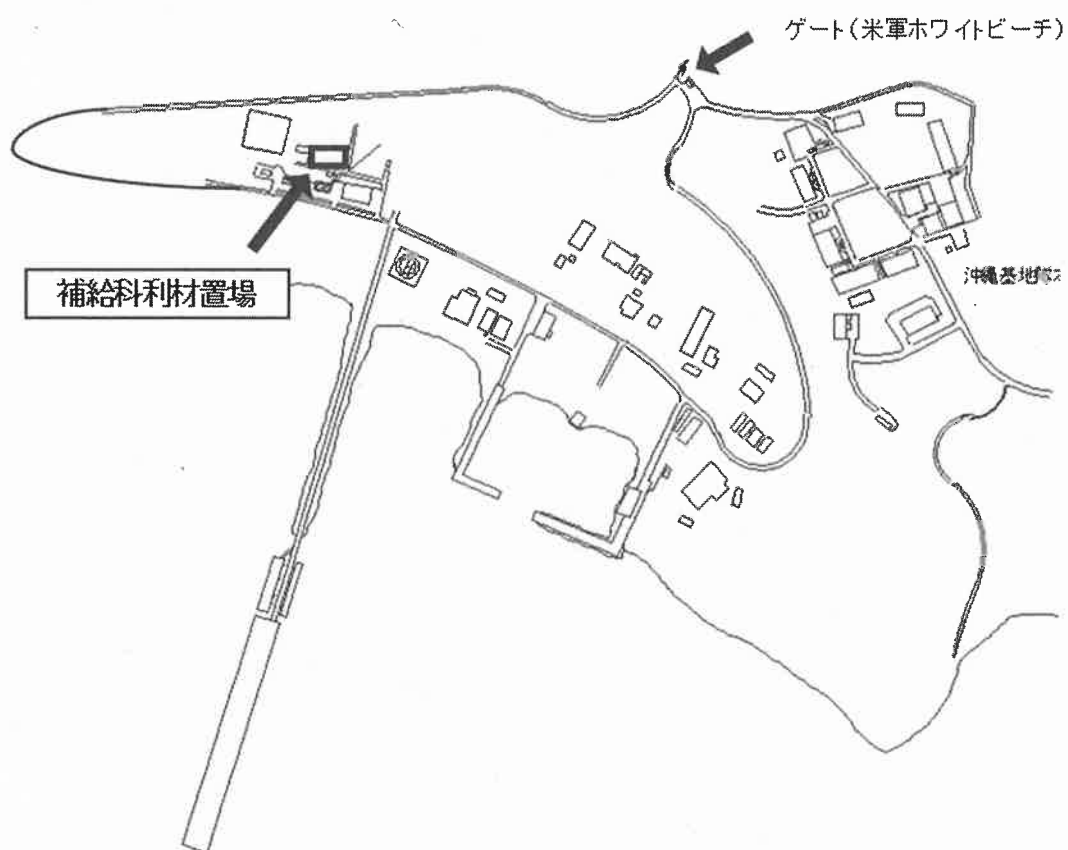
契約の相手方は、施設内、庁舎の立入、就業時間に関わる諸手続き等は官側規定に基づいて行わなければならない。

4.4 保全

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で原状に復元する。

4.5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。



付図1－収集場所